

諫早市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、市民の利用に供するために諫早市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館の雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、「雑誌スポンサー」とは、第8条の規定による諫早市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の決定を受け、諫早市（以下「市」という。）に図書館配架用の雑誌を寄附して当該雑誌に広告を掲載する者をいう。

(雑誌スポンサー制度)

第3条 雑誌スポンサーは、図書館が作成する「雑誌リスト」から広告の掲載を希望する雑誌（以下「広告掲載用雑誌」という。）を選定し、当該雑誌が発行されるごとに雑誌販売業者（広告を掲載する年度ごとに図書館が指定する者をいう。以下同じ。）から当該雑誌の最新号を購入して市に寄附するものとする。

2 市は、前項の規定により広告掲載用雑誌の最新号の寄附を受けたときは、当該雑誌に雑誌スポンサーの広告を掲載した上で、図書館の雑誌コーナーに閲覧用として配架する。

3 前項の規定による広告掲載は、広告掲載用雑誌のカバー表面に雑誌スポンサー名を表示し、カバー裏面に第8条の決定を受けた広告を掲載する方法により行う。

4 同一の雑誌に対し、複数の雑誌スポンサーからの掲載希望があった場合は、先着順とする。

5 広告の位置、規格、表示方法等は、別に定める。

(雑誌スポンサーの資格)

第4条 雑誌スポンサーは、法人その他の団体又は事業を営む個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、

雑誌スポンサーとしない。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生
手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の
規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第
75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (2) 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領について（平成19
年調達第2号）の規定による指名停止を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年
法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他集团的
に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 政治的又は宗教的な目的のために事業を行う者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が雑誌スポンサーと
して適当でないと認める者

（掲載広告の内容）

第5条 掲載広告の内容は、図書館の公共性、品位及び信頼性を損
なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えるおそれのないも
のとする。

2 諫早市広告掲載事務実施要綱第3条に該当し、又は該当するお
それがあるものは、広告掲載の対象としない。

3 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を
負うものとする。

（広告掲載期間）

第6条 広告掲載の期間は、原則として4月1日から翌年の3月3
1日までの1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーが年度の途中に次条
の申込みをした場合における広告掲載の期間は、教育委員会が第
8条の決定をした日の属する月の翌月の1日から当該年度の3
月31日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、広告掲載の期間満了の2か月前ま

でに図書館又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に広告掲載期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、諫早市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告の案
- (2) 会社概要等の事業内容がわかるもの
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(雑誌スポンサー及び掲載広告内容の審査及び決定)

第8条 教育委員会は、前条の申込みがあったときは、諫早市広告掲載事務実施要綱第4条に規定する審査会の審査に付し、雑誌スポンサー及び広告掲載の可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により雑誌スポンサー及び広告掲載を決定したときは、諫早市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(変更広告案の審査及び承認)

第9条 雑誌スポンサーは、前条の決定を受けた広告について、その内容を変更することができる。

2 前項の規定により変更を希望する雑誌スポンサーは、広告内容変更申込書(様式第3号)に新たに掲載しようとする広告案を添えて提出し、教育委員会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による承認については、前条1項の規定を準用する。

4 教育委員会は、変更後の掲載広告の案が適当であると認めるときは、広告内容の変更を承認し、広告内容変更承認通知書(様式第4号)により雑誌スポンサーに通知するものとする。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第10条 教育委員会は、雑誌スポンサーが第4条第2項各号のい

ずれかに該当することが明らかとなったときは、第 8 条の決定を
取消し、諫早市立図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第 5 号)
により雑誌スポンサーに通知するものとする。

(広告の振替)

第 1 1 条 雑誌スポンサーは、広告掲載用雑誌が休刊した場合は、
図書館と協議の上、別の雑誌を寄附し、当該雑誌に広告を掲載す
ることができる。

(その他)

第 1 2 条 この要項に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関
し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。